



独立行政法人国立健康・栄養研究所

栄養情報担当者(NR)認定制度

独立行政法人国立健康・栄養研究所では、「健康食品」等に関する正確な情報・知識を有し、消費者に対して適切な情報を提供できる人材の育成を目的として、平成14年12月に「栄養情報担当者」(Nutritional Representative)の認定制度を発足させました。この制度は、当研究所が指定する民間の育成講座において、当研究所が策定した教育内容に沿って必要な単位を取得し、講座を修了した者に対し、当研究所が試験を行ない、その試験に合格した者を栄養情報担当者(略称:NR)として認定する制度です。認定試験は平成16年度から実施しており、現在の認定者は3,480名となっております。又、指定した養成講座は、39講座であり、内24講座は大学等となっております。

当研究所がこの制度を発足させるに当たりましては、自らがNRを育成することなく、その認定及び育成並びに各講座に対してのフォローアップのみに限定した理由は、平成14年2月に厚生労働省医薬品食品保健部から発表されました「保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方」の内に、養成講座の実施主体については「組織・運営等が適正である民間団体が養成の実施主体となることが適切である」と述べられていることから、あくまでもサポートに徹することが適当であると考えたからであります。

その考えに基づいて当研究所が発足させたNR認定制度の内容は、民間団体が養成講座を実施する際のノウハウや教材の提供、さらには試験の実施という側面的な支援を通じて、養成されるアドバイザースタッフ(NR)の質の担保や量的拡大に寄与するものであり、当研究所は「養成講座の実施主体はあくまでも民間団体等である」と考え、民間団体を側面から支援するという立場をとっており、今後ともこの方針に沿ってこの制度を運用して参りたいと考えております。

◆NR資格の概要

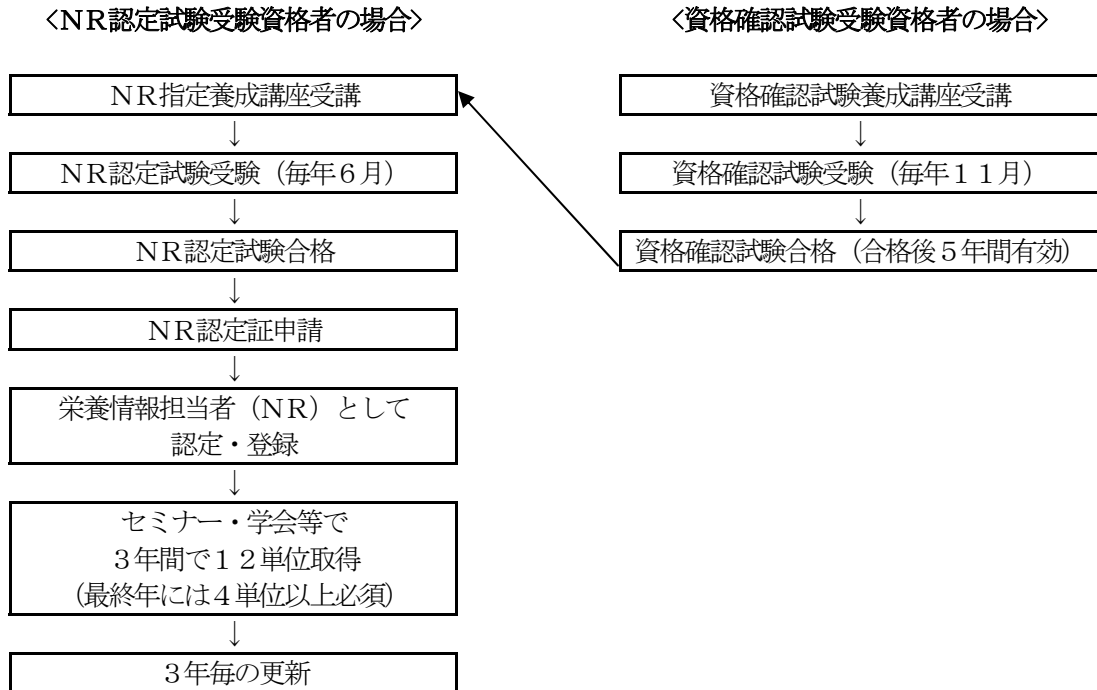
●NRとは

「NR (Nutritional Representative)」とは、「健康食品」等に関する正確な情報・知識を有し、「NR」の名称を用いて、消費者に対して「健康食品」等に関する適切な情報を提供することを主な業務とする者として、独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長が認定した者のことを言います。

名称 独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者

略称 NR (Nutritional Representative)

●資格取得から認定・更新までの流れ



◆NR認定試験

1 試験受験資格者

以下の1-6のいずれかに該当する方で、研究所指定養成講座において40単位を取得し、修了した者

- 1 有資格者 (管理栄養士、栄養士、薬剤師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、医師、歯科医師、獣医師)
- 2 学校教育法に定める大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、栄養学、薬学、保健学、医学、歯学、獣医学の課程を修めて卒業した者
- 3 学校教育法に定める大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、食品衛生監視員の資格を得るために必要な科目を受講し、畜産学、水産学、農芸化学の課程を修めて卒業した者
- 4 食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者
- 5 日本国以外の国において、1に掲げるものと同等の資格を取得した者、又は2及び3に該当する学部を修了した者で研究所理事長が適当と認めた者
- 6 資格確認試験**に合格した者

*卒業された学部が該当するか否かご不明な方は、養成講座の主催者または、独立行政法人国立健康・栄養研究所NR担当へお問い合わせください。

**詳細については、資格確認試験の概要をご覧ください。

2 試験予定月

毎年6月

3 試験の科目及び方法

(1) 試験科目

- 1 栄養・食品学特論
- 2 臨床医学・薬学特論
- 3 「健康食品」
- 4 食品の表示
- 5 食品の安全性と衛生管理
- 6 栄養・食生活、「健康食品」と生活習慣病
- 7 栄養教育特論
- 8 科学的根拠に基づく栄養実践活動
- 9 NR倫理
- 10 関連法規
- 11 健康科学・栄養学トピック

(2) 試験方法

択一式の学科試験

◆資格確認試験

●資格確認試験とは

NR認定試験の受験要件である保健医療系の有資格者ないしは生命科学系の学部卒業者と同等の基礎学力を習得しているか否かの確認試験のことです。合格した後は有資格者と同様、NR養成講座を修了することで認定試験の受験資格が得られます。

- 1 NR認定試験の試験受験資格者のうち1－5に掲げる者以外の者で、研究所指定養成講座において22単位を取得し、修了した者

※資格確認試験に合格した者に対しては、合格を5年間有効とし、NR認定試験の受験資格が付与されます。認定試験養成講座で必要単位を取得してください。

- 2 試験予定月

毎年11月

●試験の科目及び方法

(1) 試験科目

- 1 基礎栄養学
- 2 応用栄養学
- 3 人体の構造と機能・疾病の成り立ち

(2) 試験方法

択一式の学科試験

◆受験の手続き

●申込み締切日

- ・NR認定試験 実施する年の4月30日
- ・資格確認試験 実施する年の9月30日

●提出書類

- ・受験願書（縦4.5cm×横3.5cm 写真添付）
- ・受験料の振込票

●受験料

- ・NR認定試験 20,000 円
- ・資格確認試験 15,000 円

●受験票の交付

- ・受験日の約3週間前

●受験の可否の決定及び通知

- ・1ヶ月以内に文書をもって通知
- ・合格者については、研究所内への掲示のほかホームページにて公表し、合格証を送付

◆NR資格登録・更新の手続きについて

●NR認定証の申請

NR認定試験に合格後、申請によりNR認定証が研究所から交付されます。NR認定試験合格者は、申請料を振込み、振込票を申請書と共に研究所へ送付してください。なお、NRの認定は、NR名簿に登録することによって行われます。

- ・申請手数料 5,000 円

●資格更新について

資格更新する場合は、有効期間の末日の前後1か月に更新手続きを行ってください。期間内に更新の手続きを行わないときは資格が失効します。

(1)更新条件

「NR」認定を更新するには、研究所が指定する健康・栄養食品に関する情報を扱った研修・講演会の受講、学会発表、論文掲載等を行うことで付与される単位を、3年間で12単位以上取得することが必要です。

(2)更新単位の取得有効期間

更新に必要な12単位以上のうち4単位以上は、有効期間の末日前の1年間のうちに取得する必要があります。

- ・更新料 3,000 円

◆養成講座に関して

- ・指定養成講座連絡先一覧参照

◆養成講座を主催される方へ

養成講座の指定については、前述した厚生労働省の「考え方」に基づき、適切な内容及び運営方法が計画されていることが条件となります。養成講座の形態は、講習会方式並びに通信教育方式の両方を開設することができます。養成講座の指定は、健康・栄養を専門とする大学教授などから構成される5名の委員による「指定委員会」で審議を行い、その意見を基に当研究所の理事長が指定します。

養成講座は、当研究所が指定した場合に限り、募集案内、ポスター等に「独立行政法人国立健康・栄養研究所指定栄養情報担当者養成講座」の名称を標榜することができます。

◆申請の手続き

●申込み締切日

- ・ 1月の指定委員会の審査分については前年の12月15日まで
- ・ 7月の指定委員会の審査分については6月15日まで

●提出書類

- ・ 指定申請書
- ・ 申請料の振込票
- ・ その他の関連資料

●申請料

- ・ 200,000円

●指定の可否の決定及び通知

- ・ 文書にて決定結果を通知

その他、詳細に関しましては、以下にお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人国立健康・栄養研究所

事務部業務課 NR担当係

TEL 03-3203-5721

FAX 03-3202-3278